

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 今年から法人の土地重課を軽減

Q：当社では今年、所有している土地を売却する計画があります。法人が土地を売った場合、重課の規定がありますが、それが改正で少し軽くなると聞きました。詳しく教えてください。

A：法人が土地を譲渡した場合には、その所有期間により、長期・短期・超短期に分けて重課の規定が設けられています。

それが、8年度税制改正大綱によりますと、いくらか軽減される内容となっています。

具体的な軽減措置は、まず、税率が下記のように軽減が図られています。

所有期間5年超の一般土地重課

10%→5%

所有期間5年以下の短期土地重課

20%→10%

所有期間2年以下の超短期土地重課

30%→15%

これとともに、超短期重課の課税方式の変更が行なわれています。

従来は、所有期間2年以下の超短期土地の譲渡益については、他の所得と分離して、通常の法人税に30%の税率を加算した税率によることとされてきました。

それが、一般重課や短期重課と同様に「追加課税制度」に変更されることになりました。今回の改正は平成8年1月1日以降の譲渡から適用されます。

